



会津坂下町告示第13号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生じる。

平成24年3月7日

会津坂下町長 竹内 星俊



編入する字名		同左に編入される区域		地 番
大字	小字	大字	小字	
片門	上ノ原	片門	上ノ原	1から29まで、乙173の1、乙173の2、乙174の1、乙174の2、乙175の1、乙176の1、乙176の2、乙177の3及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
			上ノ台	乙178及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部、並びに字上ノ原24に隣接する字上ノ台の道路である公有地の全部
			鴨田	乙134
			鬼百刈	13の4、14の3、15の1、36-2、40の3
			上新田場	甲2935の1、甲2935の2、甲2935の4、甲2935の14及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
			ク子ノ内	乙157、乙158、乙159、乙165、乙166の1、乙166の2、乙167、乙168、乙169の1、乙169の2、乙169の3、乙170、乙171、乙172及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
			街道北	4の1、4の2、5、12、13、15の2、17の2、17の3、20の2、21の2、21の3、23から31まで